

安倍晋三首相は昨年の国連総会そして国会で、「積極的平和主義」の旗を掲げた。その意義を高く評価したい。日本国際フォーラムは2009年に、「積極的平和主義と日米同盟の役割」と題する政策提言を発表して、こう宣言している。

「これまでの日本の平和主義は、自國が加害者にならなければ『それでよし』とする平和主義であった。しかし、21世紀の世界は、世界や地域の平和と安全のために『どのような積極的な役割を果たすのか』を訊ね、『世界市民の一員としての責任を果たすよう』求めている。日本の平和主義は、これまでの『消極的平和主義』から新しい『積極的平和主義』へとレベルアップしなければならない」

「警察官」なしで大丈夫か

折しも、「米国は世界の警察官ではない。恐ろしいことが世界中で起きているが、すべての悪を正すのはわれわれの手に余る」というオバマ米大統領の発言が注目さ

れている。アフガニスタン、イラクで「警察官」の役割を買って出たものの、国内外で感謝されるよりも、むしろ批判されたり非難されたりしている。米国にしてみれば、「もうこれ以上は、やってられない」というのが本心かもしれない。

米国人が持つ警察官のイメージの源流にあるのは、西部開拓時代に市民たちから頼りにされた「保安官」である。これに対し、米国を批判するかなりの国々において、警察官には「権力の犬」というイメージが強い。

しかし、民主主義国家も成り立つていくためには、「警察官」が必要である。そのことは、治安が乱れたシリアや南スリランカで、住民たちが逃げ惑う姿を見れば分かる。今日の日本人が平和を享受できることも、世界と地域でそれなりの「法と秩序」が守られているからである。

私は、人類の歴史を「無戦時代」「戦争時代」「不戦時代」の3つの時代に大別し、第二次世界大戦後から今日に至るまでを、世界の核抑止体制と経済的相互依存体制の実態を踏まえて、「不戦時代」と呼んでいる。

かつて個人について、「決闘の自由」が認められていたように、國家についても、「戦争をする自由」が認められていた時代があった。それが「戦争時代」である。

しかし、近代刑法が導入されて以降、個人間の「決闘」が「私闘」として禁止されたように、国際社会でも、1928年にパリで不戦条約（ブリアン・ケロッジ条約）が調印され、以降は、国家の「戦争をする権利」は否定され、「自衛」と「制裁」の目的以外に武力行使は許されないという「不戦時代」となった。

不戦条約は、その後の国際連合憲章に引き継がれて、今日の「世界不戦体制」の原点となっている。2007年に上梓した拙著

正論



日本国際フォーラム
理事長
伊藤 憲一

積極的平和で「世界不戦」支えよ

『新・戦争論—積極的平和主義への提言』で私が強調したのは、そのような「世界の流れ」であり、そこから「積極的平和主義」の概念が生まれている。

確かに、「世界不戦体制」としての国際連合体制はいまだに抜け穴だけである。日本の安全保障を任せ切るわけにはいかない。だからこそ、日米同盟の重要性がある。しかし、日米同盟の重要性は、日本の安全保障についてだけ言えることではない。

「世界不戦体制」の実態は、米国を中心とする西側先進民主主義諸国との「不戦共同体」（国際公共財としての日米同盟と北大西洋条約機構＝NATO）だからだ。それが国際連合体制の不備を補完して、初めて「世界不戦体制」は機能しているのである。

「国平和の眠りから覚めて

「イラク戦争」が、国連安保理決議1441号に基づく「軍事制裁」であったのか、それとも米国が恣意的に発動した「私闘」にすぎなかつたのかは、別に論ずるとする「軍事制裁」を、「イラク戦争」と呼ぶとの不公正さ、すなわち本来「公的制裁」であるものをあたかも「私闘」であるかのごとく報ずることの歪みを認識していただかは、疑問である。

そう「世界の警察官」役を降板したい」と言い出した背景には、そのような状況にうんざりした気分もあったのではなかろうか。せめて、米国の同盟国たる日本は、そのことの意味を正確に理解して、これまで唱えてきたその「平和主義」という言葉の中身を再検討しなければならない。

日本は、「日本だけの平和は可能であり、それでよい」としてきた「一国平和主義」の眠りから覚めて、「世界全体の平和なくして日本の平和なし」と説く、「世界平和主義」の旗を揚げなければならない。

13年の安倍政権は、日本の歴代政権の中で初めてその方向に向かって貴重な第一歩を踏み出したのである。14年はそれをさらに推進める一年としたい。（いとう けんいち）